

愛知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「施行令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、これらに関する手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の定義は、法、施行令及び施行規則によるものとする。

- 一 確保計画 法第11条第1項並びに第2項及び第12条第2項並びに第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 二 適合性判定 法第11条第1項並びに第2項及び第12条第2項並びに第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 三 向上計画 法第29条第1項及び第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 四 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- 五 設計住宅性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 六 令和4年改正基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- 七 BELS評価書 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書をいう。
- 八 建築主等 法第2条第1項第4号に規定する建築主等をいう。

(確保計画の変更)

第3条 建築主又は設計者若しくは工事監理者は、確保計画の変更（軽微な変更を含む。）をする場合にあっては、別記様式第1による省エネ性能確保計画変更調書の正本及び副本を知事に提出するものとする。

(確保計画の軽微な変更)

第4条 建築主は、施行規則第13条の規定により確保計画の変更が軽微な変更に該当して

いることを証する書面の交付を求める場合にあっては、別記様式第2による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第3条に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えたもの及び当該確保計画の軽微な変更に係る直前の適合性判定に要した書類一式を添えて知事に提出するものとする。ただし、当該直前の適合性判定を知事が行った場合においては、別記様式第2による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第3条に規定する図書（軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて知事に提出するものとする。

（確保計画の取下げ）

第5条 建築主は、確保計画の提出又は通知をした後に、当該確保計画の適合性判定を受ける前に提出又は通知を取り下げる場合にあっては、別記様式第3による取下げ届の正本及び副本を知事に提出するものとする。

（確保計画の取りやめ）

第6条 建築主が、適合性判定を受けた確保計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、別記様式第4による確保計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書の正本及び副本を知事に提出するものとする。

（向上計画の認定に係る知事が認める図書）

第7条 施行規則第20条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該機関が交付する法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類又はその写し
- 二 設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6、7又は8が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し
- 三 BELS評価書（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該BELS評価書の写し
- 四 向上計画に係る建築物について令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の規定を適用する場合にあっては、当該建築物の部分が現に存すこととなった日を証する図書又はその写し
- 五 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査が必要な

ものに限る。)に係る建築物について、同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する書類又はその写し

(向上計画の軽微な変更)

第8条 建築主等は、施行規則第28条の規定により向上計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、別記様式第5による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第20条に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて知事に提出するものとする。

(向上計画の取下げ)

第9条 建築主等は、向上計画の認定を申請した後に、当該向上計画認定を受ける前に申請を取り下げる場合にあっては、別記様式第3による取下げ届の正本及び副本を知事に提出するものとする。

(向上計画の取りやめ)

第10条 建築主等が、認定を受けた向上計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、別記様式第6による向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書の正本及び副本を知事に提出するものとする。

(向上計画に基づく工事の完了)

第11条 建築主等は、向上計画の認定を受けた建築物の建築等工事が完了した場合にあっては、別記様式第7による向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書の正本及び副本を知事に提出するものとする。

(愛知県電子申請・届出システム)

第12条 愛知県電子申請・届出システムにより手続が行われる場合にあっては、第3条から第11条までの本文中「正本及び副本」とあるのは「愛知県電子申請・届出システムにより手続が行われる文書」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年11月16日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。